

○山梨県少年警察ボランティア運用要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 1 0 9 号 〕

山梨県少年警察ボランティア運用要領

第 1 目的

この要領は、少年警察ボランティアの運用に関し必要な事項を定めることにより、地域における少年の非行防止に関する活動を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

第 2 少年警察ボランティアの種別

この要領における少年警察ボランティアの種別は、次のとおりとする。

(1) 少年補導員

少年の健全な育成に資する活動を行わせるため、あらかじめ警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱した者をいう。

(2) 少年指導委員

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。以下「法」という。）第 3 8 条の規定に基づき、公安委員会から委嘱された者をいう。

第 3 少年警察ボランティアの推薦

警察署長（以下「署長」という。）は、当該警察署の管轄区域内に居住しており、次に掲げる要件を満たしている者について、少年警察ボランティア推薦書（第 1 号様式）により生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）を經由して推薦するものとする。

(1) 少年補導員の要件

- ア 地域の実情に精通し、少年問題に対する関心と理解を有すること。
- イ 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- ウ 生活が安定し、活動を実施する時間的余裕を有すること。
- エ 心身ともに健康で活動の遂行に必要な熱意と行動力を有すること。
- オ 70 歳未満であること。

(2) 少年指導委員の要件

少年補導員として委嘱された者のうち、少年指導委員として相当な人格識見を有

すること。

第4 少年警察ボランティアの委嘱及び解嘱

1 委嘱

- (1) 少年警察ボランティアの委嘱は、委嘱状（第2号様式）を交付して行う。
- (2) 少年警察ボランティアの委嘱期間は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 人身安全・少年課長は、委嘱された少年補導員について、少年補導員委嘱名簿（第3号様式）を備え付け、その都度整理しておくものとする。
- (4) 人身安全・少年課長は、公安委員会から委嘱された少年指導委員の氏名及び活動区域を警察本部又は警察署のホームページに掲載するなど広く周知するものとする。

2 解嘱

(1) 少年補導員

署長は、少年補導員が次のいずれかに該当するときは、少年警察ボランティア解嘱上申書（第4号様式）により人身安全・少年課長を経由して本部長に解嘱を上申するものとする。

- (ア) 少年補導員が委嘱の継続を辞退したとき。
- (イ) 疾病その他の理由により、少年補導員としての活動ができなくなったとき。
- (ウ) 少年補導員としてふさわしくない行為があったとき。
- (エ) その他委嘱の継続が適当でないと認めたとき。

(2) 少年指導委員

ア 署長は、少年指導委員が法第38条第6項のいずれかに該当すると認めたときは、速やかに少年警察ボランティア解嘱上申書により人身安全・少年課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

イ 公安委員会は、アにより上申された者について審査を行い、解嘱に該当すると認めたときは、当該少年指導委員に対し弁明の機会を与えるため、解嘱の理由並びに聴聞の期日及び場所を聴聞の期日の2週間前までに通知しなければならない。ただし、当該通知をしたにもかかわらず、正当な理由がなく聴聞の期日に出頭しない場合は、弁明の機会を与えることなく、解嘱することができる。

- (3) 少年警察ボランティアの解嘱は、解嘱通知書（第5号様式）を交付して行う。

第5 身分証明書等の携帯等

- 1 少年補導員は、補導活動を行うときは、少年補導員記章（第6号様式）及び少年補導員腕章（第7号様式）を着装して少年補導員証（第8号様式）を少年補導員証ケース（第9号様式）に収納の上携帯し、相手方の求めに応じて少年補導員証が見えるように提示するものとする。
- 2 少年補導員は、少年補導員記章、少年補導員腕章、少年補導員証及び少年補導員証ケース（以下「少年補導員証等」という。）の紛失や汚損のないよう保守管理の適正を図り、任期が満了し、又は解嘱されたときは、速やかに少年補導員証等を本部長に返納しなければならない。
- 3 少年補導員のうち少年指導委員を兼務する者については、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第9条第3項に規定する身分証明書を交付するものとする。

第6 研修等

1 少年補導員の研修

本部長は、少年補導員の活動が適正かつ効果的に推進されるよう、委嘱時又は必要に応じて研修会を開催して次の事項について教養を実施し、その任務の遂行に必要な知識及び技能の向上が図られるよう努めるものとする。

- ア 少年補導員の任務及び心構え
- イ 少年補導員の活動要領
- ウ 活動に関する秘密の保持
- エ 少年補導員証等の取扱い
- オ 少年非行及び少年の福祉を害する犯罪の態様と現状
- カ 少年の健全な育成に有害となる環境の実態
- キ 少年の健全な育成に関する法令
- ク 受傷事故の防止

2 少年指導委員の研修

公安委員会は、少年指導委員規則第7条に規定する研修を委嘱時及び定期に実施するものとする。

第7 活動内容

- 1 少年補導員の行う活動は、次のとおりとする。

- (1) 少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第7条第1項に規定する街頭補導のうち、不良行為少年の発見及び補導活動
 - (2) 少年警察活動規則第2条第13号に規定する少年相談のうち、助言又は指導により対応できる事案の処理
 - (3) 少年警察活動規則第2条第13号に規定する継続補導
 - (4) 少年補導員の活動により把握した少年を巡る諸問題の現況を地域住民に幅広く知らせ、少年問題に対する協力を得る活動
 - (5) 少年の健全な育成に障害となるおそれのある出版物、風俗営業所、ゲームセンター等の実態把握
 - (6) インターネット上の少年に有害な情報からの保護及びインターネットを利用した少年相談
 - (7) 非行集団からの離脱に関する指導及び相談並びに非行集団の解体に関する警察への協力援助
 - (8) 被害少年の精神的ダメージの軽減及び立ち直りに関する継続的なサポート活動
 - (9) 少年の規範意識の向上等に必要と認められる少年の社会参加活動の実施
- 2 少年補導員のうち少年指導委員を兼務している者については、1の活動のほか、少年指導委員規則第4条に規定する活動及び第9条に規定する立入りをを行うものとする。

なお、立入りをを行う場合は、公安委員会が指示する当該立入り場所その他必要な事項を示した立入り指示書（第10号様式）によるものとし、当該立入り場所の関係者に第5の3の身分証明書を必ず提示すること。

第8 関係機関との連携

- 1 少年補導員は、活動する地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）並びに少年の非行防止及び健全な育成に関する関係機関・団体と連携し、活動を遂行するものとする。
- 2 少年指導委員は、管轄警察署及び法第39条に規定する風俗環境浄化協会等の関係機関・団体と連携し、少年を取り巻く有害環境の実態把握に努め、実効のある活動を行うこと。

第9 活動結果の報告

1 少年補導員の活動結果報告

- (1) 少年補導員は、管轄警察署の職員とともに街頭補導を行った場合は、その都度少年補導（連絡）票（第11号様式）に活動結果を記入して同行した警察職員に引き継ぎ、引継ぎを受けた警察職員は、その内容を確認の上必要事項を記入し、速やかに署長に報告するものとする。
- (2) 署長は、少年補導員が補導活動を実施した都度、少年補導員の街頭補導等実施結果報告書（第12号様式）により人身安全・少年課長を経由して本部長に少年補導員の活動状況を報告するものとする。
- (3) 署長は、当該警察署において継続的な補導を実施する場合において、少年補導員の協力を求めるときは、継続補導依頼書（第13号様式）により少年補導員に依頼するものとし、少年補導員は、継続補導依頼書の「継続補導の結果」欄に実施結果を記入し、署長に報告するものとする。
- (4) 署長は、少年補導員の個別の活動状況について、四半期ごとに活動実績表（第14号様式）を作成し、当該四半期の翌月の5日までに人身安全・少年課長を経由して本部長に報告するものとする。

2 少年指導委員の活動結果報告

- (1) 少年指導委員は、活動を行った場合は、管轄警察署の職員に活動内容等を連絡し、連絡を受けた警察職員は、その都度少年指導委員連絡票（第15号様式）を作成して速やかに署長に報告するものとする。ただし、少年指導委員規則第4条第2号に規定する活動を行ったときは、営業者等に対する協力要請連絡書（第16号様式）を作成して署長に報告し、署長は、人身安全・少年課長を経由して本部長に報告するものとする。
- (2) 第7の2の立入りを行った場合は、立入り結果報告書（第17号様式）を作成して署長に報告し、署長は本部長を経由して公安委員会に報告するものとする。

3 少年警察ボランティアの活動結果報告

- (1) 少年警察ボランティアは、少年又はその保護者から相談を受けたときは、当該事案の内容を少年相談連絡書（第18号様式）により署長に報告するものとする。
- (2) 署長は、少年警察ボランティアの年間の活動結果について、翌年の1月15日までに少年警察ボランティアの活動結果（第19号様式）により人身安全・少年

課長を経由して本部長に報告するものとする。

第10 運用上の留意事項

少年警察ボランティアの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 署長は、少年補導員の活動計画を人身安全・少年課長と緊密に連携して策定すること。
- (2) 人身安全・少年課長は、少年指導委員の活動が効果的に行われるように翌月の活動計画を策定し、公安委員会の承認を得た上で毎月末日までに少年指導委員に周知徹底すること。
- (3) 少年警察ボランティアの活動には何ら強制力を伴わず、また、警察上の権限を付与するものではないことを認識するよう指導すること。
- (4) 少年警察ボランティアには、その言動に留意させ、委嘱期間はもとより解嘱後であっても、少年警察ボランティアとして知り得た秘密を漏らしてはならないことを周知徹底すること。
- (5) 少年警察ボランティアの受傷事故の防止に努め、必要に応じて警察官とともに活動させるなど適切な措置を講ずること。

第11 少年指導委員に対する公務災害補償

少年指導委員として活動中に災害を被った場合の補償については、山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年山梨県条例第55号)を適用する。

様式略